

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ダイハツインフィニアース株式会社		コード	6023
提出日	2025/6/17		異動（予定）日	2025/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	竹田千穂	社外取締役	○													○	有
2	佐藤宏明	社外取締役	○													○	有
3	酒井田浩之	社外取締役	○													○	有
4	菅野秀夫	社外取締役	○													○	新任 有
5	松原佳弘	社外監査役	○													○	有
6	小堀孝一	社外監査役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただき、法律分野の専門的な見識をいかした当社のコーポレートガバナンス強化に貢献いただいております。他の会社においても社外取締役として会社経営を経験されており、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられるごとなどを総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	ICT（情報通信技術）および研究開発分野における高い知識と数多くの実務実績による豊富な経験に基づき、その見識を当社の経営にいかしていただけております。主にデジタル分野を始めとする高度な専門性と幅広い知見に加え、他の会社において監査役として会社経営に関与されたこととともに、製造業での豊富な経験と技術に関する高い見識を有しておられ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門の要職を歴任し、企業分析における豊富な経験を有しており、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識を当社の経営にいかしていただけております。幅広い知見から持続的成長と企業価値向上、監督機能の強化に尽力いただきたくとともに、他の会社において代表取締役として会社経営を経験されており、またエネルギー分野における専門的見地を有していることから、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	商社における豊富な実務経験および化学品事業の代表取締役社長執行役員としての経営実績に裏打ちされた高い見識と専門性から、主に海外展開を含む事業戦略や経営管理に関する実務経験をいかし、経営全般の監督機能の強化に尽力いただくとともに、多様な業界における知見に加え、製造業の事業構造や経営課題に対する深い理解を有しておられ、当社の持続的成長とガバナンス体制の充実に資するものと総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	製造業において長年にわたり技術開発部門および生産技術部門に携わり、豊富な経験と専門的な知識を有していること、ならびに監査役や他の会社の取締役監査等委員として会社経営を経験されていることから、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただけに資する総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	公認会計士として長年にわたり培われた専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化ならびにチェック機能を果たしていただけに資するものと総合的に勘案いためであります。 また、上記a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
---

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。